

# *Annual Report*

---

2018（平成30）年度

# 年次報告書

---

*2018 FY*

特定非営利活動法人

ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会



Hansen's Disease Sanatoria  
World Heritage Promotion Council



## 理事長メッセージ



特定非営利活動（NPO）法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会の2018（平成30）年度年次報告にあたり、改めて皆様からのご支援ご協力に深謝申し上げます。

本法人は、2017年11月14日に正会員20人の皆様とともに設立総会を開催し、2018年1月25日の法人設立登記完了をもって成立いたしました。年次報告書という形で皆様にご報告させていただくのは今回が初めてとなります。

2018年度には、ハンセン病療養所内の不動産と歴史的記録物をユネスコ世界文化遺産と世界の記憶（世界記憶遺産）にそれぞれ登録することを目指すという本法人の目的を広くお知らせする啓発交流推進事業を展開しつつ、具体的な登録に向けた学術調査事業として「登録に向けたロードマップ」（2019年度～2021年度）を作成しました。2019年度以降はこのロードマップにもとづきそれぞれの登録に向けた具体的な歩みを進めます。ロードマップとその解説書（概要版）を本書21ページ以降に掲載しておりますのでお目通しください。

また、NPO法人である本法人は会員の皆様の年会費とご寄附いただいた皆様の寄附金を活動資金とさせていただいていることは申すまでもありませんが、岡山県瀬戸内市「ふるさと納税」制度を通じてご寄附いただいた個人・企業の皆様のご支援の一部も瀬戸内市から補助金として支出いただいております。本冊子中、事業報告には個別事業の活動計算書を掲載し、皆様のご支援をどのような個別事業に活用させていただいたかを明記いたしました。今後も財務情報を積極的に開示し、透明性を確保しながら皆様からのご期待に沿える事業を継続的に展開させていただけるよう努めます。

最後に、決して繰り返してはならない誤った国策としてのハンセン病患者隔離政策の歴史の継承と過酷な環境を生き抜かれた療養所入所者の皆様の人間としての強さとレジリエンス（回復力）の証明を通じて、ハンセン病回復者の皆様の真の名誉回復に微力ながら寄与させていただくことを改めてお誓い申し上げますとともに、本法人のキャッチフレーズ **未来につなげたい、大切な記憶** に多くの皆様からご共感いただき、本法人へのご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

2019（令和元）年6月

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

理事長 原 憲一

## 法人概要

名称	特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会
英語名	Hansen's Disease Sanatoria World Heritage Promotion Council
理事長	原 憲一
所在地	岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6253 番地
公式サイト	<a href="https://www.hansen-wh.jp">https://www.hansen-wh.jp</a>
成立年月日	2018（平成30）年1月25日
所轄庁	岡山県
定款に定める目的	この法人は、ハンセン病療養所内に存在する建造物群等を「ユネスコ世界文化遺産」として、ハンセン病回復者等が生きた証を示す資料等歴史的記録物を「ユネスコ世界の記憶」としてそれぞれ登録することを目指す。これらの取り組みを通じて、ハンセン病患者に対する隔離政策がもたらした人権侵害と地域社会への影響を検証するとともに、ハンセン病に対する偏見・差別の中にあっても力強く生き抜いて来た回復者等の営みを後世に伝えることで、世界中のハンセン病回復者等の真の名誉回復を図り、もって人類の抱える様々な偏見・差別の解消に寄与することを目的とする。

## 役員・顧問名簿

理事長	原 憲一	山陽放送株式会社代表取締役 会長
副理事長	武久 顕也	瀬戸内市長
理事	中尾 伸治	長島愛生園入所者自治会 会長
理事	屋 猛司	邑久光明園入所者自治会 会長
理事	森 和男	大島青松園入所者自治会 会長
理事	山本 典良	国立療養所長島愛生園 園長
理事	青木 美憲	国立療養所邑久光明園 園長
理事	平松 正臣	ノートルダム清心女子大学 特任教授
理事	大月 敏雄	東京大学 教授
理事	古謝 愛彦	ハンセンボランティア「ゆいの会」 弁護士
理事	阿部 光希	株式会社山陽新聞社編集局報道部 副部長
理事	尾副 幸文	瀬戸内市 市民部長
理事	服部 靖	裳掛地区コミュニティ協議会 会長
理事	横山 次男	裳掛地区市民
理事	近藤 剛	ハンセン病国賠訴訟瀬戸内弁護団事務局長 弁護士
理事	境野 健太郎	工学院大学 准教授
監事	安野 豊	国立療養所長島愛生園 事務部長
監事	上野 玄彦	国立療養所邑久光明園 事務部長
顧問	井上 雅雄	ハンセン病国賠訴訟瀬戸内弁護団 弁護士
顧問	西村 幸夫	神戸芸術工科大学 教授 東京大学 名誉教授

**会員数** 正会員 66 者 (+21) 応援会員 109 者 (+18) 合計 175 者 (+39)

2019 年 3 月末現在。()内は前年同期比較増減。

---

2018（平成 30）年度

# 事業報告

---

# 定款の事業名/ユネスコ世界文化遺産・世界の記憶登録に向けた学術調査事業 事業名/招へい講師を囲む座談会（講演会）

## 概要

世界文化遺産及び世界の記憶への理解を深める講演会を2回開催しました。法人会員以外の皆様にも多くご参加いただき、それらの意義や価値を学びました。

### 1. 2018年6月9日（土）

会場/国立療養所長島愛生園<sup>ひて</sup>日出会館 参加者数/100人

講演会前には法人成立後初となる通常社員総会を開催しました。聞こえに不安のある方への情報保障として要約筆記とヒアリンググループ（補聴器支援）を導入しました。

総会終了後には懇親会を開催しました。講演会の詳細は5ページをご覧ください。



### 2. 2019年2月10日（日）

会場/国立療養所邑久光明園こうみょう会館 参加者数/50人

講演会前には国の登録有形文化財に登録された物件を巡るフィールドワークを同日開催し、邑久光明園入所者自治会会長 屋猛司様にご案内いただきました。

講演会には要約筆記とヒアリンググループを導入しました。講演会の詳細は6ページをご覧ください。



### 3. 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
瀬戸内市補助金（応援基金）	281	諸謝金	86
岡山県地域交流補助金	50	賃借料	61
会費、寄附金等法人自主財源	166	旅費交通費、支払手数料ほか	350
合計	497	合計	497

## ユネスコ世界文化遺産について ～構成資産の法的保護と顕著な普遍的な価値を中心に～

神戸芸術工科大学教授 東京大学名誉教授  
日本イコモス国内委員会委員長※  
本法人顧問 西村 幸夫 氏



世界遺産登録を行うには1972（昭和47）年に成立した世界遺産条約を批准せねばならない。日本は1992（平成4）年に批准し、条約の締約国となった。

締約国は近い将来に世界遺産に推薦したい資産を予備的な暫定リストとしてユネスコに提出する。暫定リストに記載されねば次のステップに進めない。締約国は自国の暫定リストをいつでも改訂できるため、日本も今まで三度改訂している。締約国は暫定リストの中から書類の準備が整ったものを順次推薦する。推薦書が提出されると調査期間が1年半あり、専門機関が調査する。私が所属しているイコモスという組織が文化遺産を審査している。イコモスは1965（昭和40）年に設立された国際NGOで、各国それぞれが国内委員会を有している。自然遺産はIUCN（自然保護連合）という別の組織が審査する。

世界遺産に登録されるのは中心（コア）の部分の資産だが、コアの周りに緩衝地帯（バッファゾーン）を設けねばならない。日本の文化財保護法には緩衝地帯という概念がないため、世界遺産に登録するために緩衝地帯を保護するための別の仕組みを作らねばならない。ハンセン病療養施設の場合には、例えばバッファゾーンを市町村の条例で保護し、現状を変更するときに届出を必要としチェックするような仕組みを構築せねばならないと思われる。

2017（平成29）年10月現在の世界遺産登録総数は1073件であるが、複数国にまたがる遺産が37件ある。国際協調はユネスコの設立趣旨でもあるため、ユネスコは複数国にまたがる案件を進めたい意向である。ハンセン病療養施設も世界中にあるので調整できれば一つのアイデアとなる。

文化遺産には顕著な普遍的な価値が必要である。この説明が非常に困難である。加えて世界遺産の申請書は1000ページも超えるが、A4半ページ、三段落程度でこの説明を海外の方に理解してもらわねばならない。更に文化遺産の評価基準は6つあり、どの評価基準に該当するかを検討する作業にも多くの時間をかけている。

世界遺産は顕著な普遍的な価値を有していることに加えて、保存管理計画がなければ登録されない。とりわけ文化遺産の場合は見学者が増えることに伴う駐車場やビジターセンターの整備等の計画も審査される。

今まであまり世界遺産に登録されていない資産として文化的景観や段々畑等建造物がないものや20世紀の建築がある。全体の仕組みが理解できるとハンセン病療養施設の生活のイメージが湧くという意味では、一個一個の資産がモニュメントでなくとも仕組みが重要であるということを顕著な普遍的な価値のストーリーとしていかに組み立てるかがポイントとなる。

負の遺産というのは世界遺産条約の概念ではなくマスコミ用語ではあるが、普通の遺産とは異なる。例えば原爆ドームは原爆が投下されていなければ世界遺産にならなかったが、原爆が正当化されることはない。ハンセン病の療養施設も人権の歴史なのでこれに似た点があるのではないだろうか。

いかなる形で今までにない新しいストーリーを構築し、それを不動産で証明するか。世界の文化や歴史を考える際に、大切だが世界遺産リストに欠けているストーリーがこのリストを豊かにする上で貢献できるという内容であれば説得力が出る。それらを書類ではなく、不動産で証明せねばならないのが世界文化遺産である。

※イコモス(ICOMOS):国際記念物遺跡会議(International Council on Monuments and Sites)。文化遺産保護に関わる国際的な取り組みを行う非政府組織(NGO)。ユネスコ(UNESCO 国連教育科学文化機関)の諮問機関として世界遺産登録の審査、モニタリング等の活動を国際的に展開している。

【学術調査事業（講演会）】

2019年2月10日 於国立療養所邑久光明園こうみょう会館

## ユネスコ世界の記憶と国指定史跡 ～筑豊炭田の歴史を継承する博物館の取り組み～

福岡県田川市石炭・歴史博物館

学芸員 福本 寛 氏

2011（平成23）年に日本で初めてユネスコ「世界の記憶」に登録された「山本作兵衛コレクション」（以下、コレクションと略）の登録の契機は、2015（平成27）年に世界文化遺産へ登録された「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として田川市の櫓と煙突を検討する過程で、海外の専門家から「世界文化遺産は無理だが、山本氏の残した絵画や日記を世界の記憶として登録してはどうか」と指摘されたことである。世界の記憶は世界的に重要な記録遺産の保存と活用及び振興を図るユネスコ主催事業の一つであり、世界文化遺産や世界無形遺産が条約に基づくものであるとは異なる。

世界の記憶登録の際に評価されたのは、国家主導により短期間かつ急激に達成した日本の産業革命において重要な役割を果たした筑豊炭田の近代化の歴史を公的な記録ではなく一炭坑労働者である山本氏が民衆の視点から記録したという点である。それまで2万人程度だった田川市石炭・歴史博物館への年間入館者数は、登録年には15万人まで増えた。現在は3万人前後で推移している。登録を観光や経済効果のみと結び付けてしまうとブームという一過性で捉えられてしまうが、本来は世界の記憶の保存と活用が博物館に与えられた使命である。また、世界の記憶に登録されれば国際的な啓発・普及・振興を進めねばならない。田川の技術者が台湾に渡り、炭鉱経営に関わったという歴史があるため台湾と交流している。♪月が出た出た、月が出た♪で有名な炭坑節は田川市発祥の民謡だが、現地との交流には炭坑節も活用している。

コレクションは近代の酸性紙に記載されており劣化が早いので本物を常に展示することはできない。コロタイプ印刷という希少技術でレプリカを作り展示している。コレクションは県指定文化財に過ぎないので、このレプリカ作成も文化財ではなく、博物館を対象とした補助金を活用した。

昨年10月の官報告示により国指定史跡となった「筑豊炭田遺跡群」は世界文化遺産登録を目指す過程で事業化され、指定まで10年かかった。隣の直方市、飯塚市と一緒に「群」として指定された。最近の文化庁の傾向は単体ではなく関連する遺跡を集めて「群」として指定する点にある。田川市の櫓と煙突は2007（平成19）年に国の有形文化財に登録されたが現存建造物のみでは炭鉱機能の全てを証明できず、重要文化財には指定されなかった。そこで、埋蔵文化財と捉えて発掘調査を実施し、文献調査も併せて行い史跡の価値付けを行った。

国指定史跡には補修・保存・活用のための多様な補助金メニューが用意されている。一方、現状変更には文化庁長官等の許可がいる。樹木の剪定の際にも許可が必要な場合がある。

一番苦勞したのは最後の2年間、市の内部調整だった。市外では炭鉱は貴重と認めていただけるが、市内では今更史跡にしてどうするんだという意見が多くあった。

炭鉱経験者の高齢化が著しく直接話を聞くことが非常に困難になっていることが炭鉱（ヤマ）の記憶継承の問題点である。昔は炭鉱の「語り部講座」を開催していたが、市内で話ができる人がいなくなった。広域的に経験者の話を記録化せねばならない。

炭鉱の歴史には光が当たらない、災害や鉱害、外国人の徴用問題等の負の側面もある。博物館を人権教育の場として団体見学者や研究者に対応できるようにせねばならない。石炭産業に関する人権問題研究会を立ち上げようとしている。このように、多くの関係者が博物館をハブ（拠点）として繋がる取り組みを進めたい。

モノを文化財として残すことは、世界遺産や世界の記憶、指定文化財という制度を活用して歴史の証明を継承することであるが、同時にモノに関わった人々の思い、託された思いを伝承するという側面もある。本日、光明園内や社会交流会館を見学して改めて感じた。

※田川市石炭・歴史博物館 <http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/list00784.html>  
サイト内に田川市が所蔵する炭鉱の記録画585点を閲覧できるリンクがあります。



## 事業名/登録に向けた施策構築支援事業

### 概要

平成30年度第2回理事会（2018年11月29日開催）にて事業計画及び活動予算を変更し、標記業務として世界遺産登録に向けたロードマップ（2019年度～2021年度）を作成することが議決されました。実施にあたり公募型プロポーザル方式により過去5年間においてユネスコ世界文化遺産一覧表への記載推薦書作成業務または当該作成を支援する業務の受託実績がある事業者を募りました。書面審査とプレゼンテーション審査により、ロードマップ作成委員会は株式会社文化財保存計画協会（千代田区）を事業者として選定しました。2019年1月から3月にかけて、長島両園の現地調査と関係者からのヒアリングを行いました。同時に、ロードマップ作成委員会委員が提供した資料をもとに、委員会として、2019年3月末にロードマップを完成させました。

完成したロードマップと解説書（概要版）は21ページ以降をご覧ください。また、ホームページにも掲載していますのでご参考ください。

<https://www.hansen-wh.jp/about/>



※撮影はいずれも事務局



### 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
瀬戸内市補助金（地方創生）	2,844	業務委託料	2,970
会費、寄附金等法人自主財源	169	旅費交通費	30
		会議費、消耗品費ほか	13
合計	3,013	合計	3,013

# 定款の事業名/ユネスコ世界文化遺産・世界の記憶登録に向けた啓発交流推進事業

(瀬戸内市受諾 平成 30 年度ふれあい福祉協会ハンセン病対策促進事業)

## 事業名/邑久長島大橋架橋 30 周年記念シンポジウム開催・報告書作成事業

### 概要

2018 年は 1988 年 5 月 9 日の「人間回復の橋」邑久長島大橋架橋から 30 年の節目の年でしたが、長島両園の入所者の平均年齢は 85 歳を超え、同時に架橋前のハンセン病問題と架橋運動を知る関係者にも高齢化の波が押し寄せています。そこで、関係者の実体験を聞き、ハンセン病問題の最終的な解決を目指すべく私たちはどう変わるべきなのか。一方で変えてはならないもの、語り継ぐべきものは何かを考え、世界遺産登録運動へ生かす契機とするシンポジウム（基調講演とリレートーク）を開催しました。手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループを導入し、聞こえに不安のある方も参加しやすい環境整備に努めました。シンポジウムの様子は地元の山陽放送により 9 月 23 日午後 3 時から 1 時間の特別番組として放送されました。シンポジウムの内容をまとめた報告書を 1,000 部作成し、全国の関係機関・個人に郵送しました。（報告書をご希望の方は事務局までご連絡ください。）

### 1. 開催日等

開催日/2018 年 9 月 1 日（土）

会場/瀬戸内市保健福祉センターゆめトピア長船

参加者数/350 人



### 2. 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
受取民間助成金	1,941	印刷製本費	1,026
会費、寄附金等法人自主財源	49	諸謝金	419
		会議費、旅費交通費、支払手数料ほか	545
合計	1,990	合計	1,990

## 事業名/ロゴマーク、キャッチフレーズの募集・決定事業

### 概要

法人の目的を端的に表現するロゴマークとキャッチフレーズを広く募集し、企画広報委員会にて採用作品（最優秀賞）を決定しました。

2018年9月1日「邑久長島大橋架橋30周年記念シンポジウム」冒頭でこれらを発表し、表彰式を開催しました。今後は本法人のPR素材として積極的に活用していきます。

### 1. キャッチフレーズ

応募数/451 作品（国内外）

最優秀賞（採用作品）/和田 裕史さん（立川市・北ライター）

優秀賞/丸山 朋夫さん（横浜市・事務職）

藤原 佳奈さん（倉敷市・専門学校生）

未来につなげたい、大切な記憶



Hansen's Disease Sanatoria  
World Heritage Promotion Council

### 2. ロゴマーク

応募数/114 作品（国内外）

最優秀賞（採用作品）/大森 剛さん（中野区・デザイナー）

優秀賞/工藤 和久さん（弘前市・デザイナー）

高畠 萌子さん（岡山市・専門学校生）

キャッチフレーズとロゴマークのコンセプトは、ホームページをご覧ください。  
<https://www.hansen-wh.jp/about/>



表彰式の様子（左：大森剛さん 原理事長 右：和田裕史さん）



### 3. 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
瀬戸内市補助金（応援基金）	183	諸謝金	100
会費、寄附金等法人自主財源	97	旅費交通費	70
		印刷製本費、表彰費、広告宣伝費ほか	110
合計	280	合計	280

## 事業名/ベッキオ・バンビーノ協賛事業

### 概要

ベッキオ・バンビーノ（イタリア語で「永遠の少年」の意味）は岡山県内で年に2回開催されているチャリティークラシックカーラリーです。日本中からクラシックカーが集まり、岡山県内を巡りながら地域の皆様との交流を行うイベントです。収益金は交通遺児の支援に寄附されていますが、今回は岡山県内にも甚大な被害をもたらした昨年7月の西日本豪雨支援も行われました。邑久長島大橋架橋30周年を記念する年に色とりどりの往年の名車と最新のスーパーカーが大橋から長島愛生園までゆっくり走り、沿道では多くの方がカメラを構えました。チェックポイントでは長島愛生園入所者自治会役員により通過を示すスタンプが押され、記念品が渡されました。休日にもかかわらず、多くの両園入所者と職員の皆様にもご観覧いただきました。

### 1. 開催日等

開催日/2018年10月6日（土） 参加台数/約100台 観覧者数/約500人  
会場/邑久長島大橋⇄国立療養所長島愛生園内白間駐車場（チェックポイント）



### 2. 当該事業に係る活動計算書

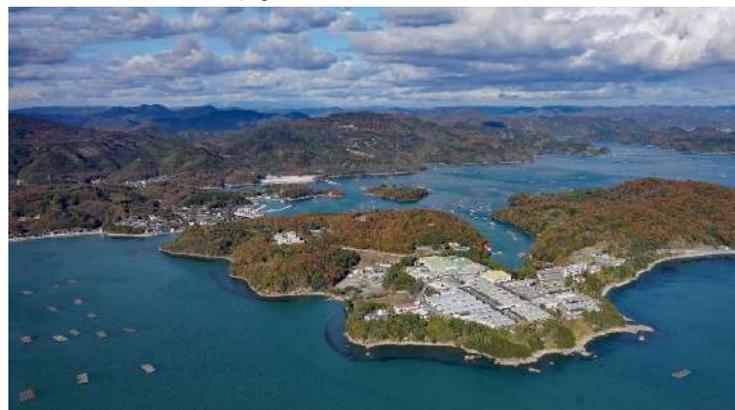
単位：千円

経常収益		経常費用	
瀬戸内市補助金（地方創生）	247	広告宣伝費	130
会費、寄附金等法人自主財源	31	支払手数料	54
		諸謝金、通信運搬費、消耗品費ほか	94
合計	278	合計	278

## 事業名/歴史的建造物・史跡・歴史的記録物の写真撮影事業

### 概要

学術調査の基礎資料や各種報告、法人広報素材としての活用を目的としたプロの写真家による撮影を行いました。周辺空域を熟知したパイロットが操縦するセスナ機による長島と裳掛地区の空撮を2回、歴史的建造物（国登録有形文化財、市指定重要文化財を含む）や史跡、歴史的記録物の撮影を延べ5日行いました。撮影データは長島両園及び自治会にも提供させていただきました。今後のそれぞれの施設管理や事業運営に活用いただければと思います。



### 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
瀬戸内市補助金（地方創生）	632	業務委託料	500
		諸謝金	100
		消耗品費、支払手数料ほか	32
合計	632	合計	632

## 事業名/大学（院）生フィールドワーク受け入れ事業

### 概要

カリキュラムの一環として長島を活動の拠点とされている2大学から、長島の対岸の裳掛地区での現地学習を実施したいとの依頼を受け、裳掛地区コミュニティ協議会の協力を得て次のとおり実施しました。裳掛地区の瀬戸内市民の方々が虫明港周辺の長島へのハンセン病患者隔離の歴史を伝える場所を大学（院）生に案内しました。

### 1. 2018年8月8日（水）大手前大学（西宮市）

邑久町史（地区史編）の長島に関する記述の英訳化課題に取り組むにあたり、フィールドワークを実施しました。大学生と指導教官13人が参加しました。



### 2. 2019年10月14日（日）神戸芸術工科大学（神戸市）

長島未来プロジェクト（長島を拠点とした瀬戸内海沿岸地帯・島しょう部の地域再生）に取り組む基礎調査として、邑久町史（史料編）「虫明村士族屋敷之図」を参考に、当時の陣屋や地区の成り立ちを調査するフィールドワークを実施しました。大学院生と指導教官14人が参加しました。



※撮影はいずれも事務局  
単位：千円

### 3. 当該事業に係る活動計算書

経常収益		経常費用	
瀬戸内市補助金（応援基金）	49	諸謝金	30
会費、寄附金等法人自主財源	4	消耗品費	10
		印刷製本費、支払手数料ほか	13
合計	53	合計	53

# 定款の事業名/その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

## 1. 事業名/普及啓発及び会員獲得を目的とした理事等による講演会事業

法人理事と事務局長による講演会を岡山県、香川県、兵庫県で開催しました。合計 30 会場 3100 人の皆様にハンセン病問題への正しい理解と本法人の目的等をお話させていただきました。2019 年度以降も引き続き各種集会等に出向かせていただきます。

ご希望される方は事務局までご連絡ください。



※撮影はいずれも事務局



## 2. 事業名/十坪住宅貯金箱リバイバル版作成事業

岡山県瀬戸内市がふるさと納税型クラウドファンディング「後世に伝えたい ハンセン病の歴史」を実施するにあたり、10 万円以上ご寄附いただいた希望者にお送りする返礼品として長島愛生園歴史館に保存されている陶製「十坪住宅貯金箱」のリバイバル版作成を調整しました。クラウドファンディングの目標額は 300 万円で長島両園の歴史的記録物の保存修復に活用されます。皆様のご協力をお願いします。



左：実物（愛生園歴史館蔵） 右：リバイバル版（撮影はいずれも事務局）

クラウドファンディング「後世に伝えたい ハンセン病の歴史」は専用サイトをご覧ください。

[https://www.furumaru.jp/gcf/projects/detail.php?project\\_code=332127\\_03](https://www.furumaru.jp/gcf/projects/detail.php?project_code=332127_03)



## 3. 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
瀬戸内市補助金（応援基金）	13	消耗品費	38
瀬戸内市補助金（地方創生）	75	諸謝金	35
		旅費交通費、通信運搬費ほか	15
合計	88	合計	88

国立療養所長島愛生園

国登録有形文化財 登録物件

2019（平成31）年3月29日 官報号外第63号にて登録されました。



園長官舎（1930年築）



旧収容所（回春寮）（1930年築）



旧事務本館（歴史館）  
（1930年築）



旧洗濯場（文芸会館）（1930年築）



旧日出浴場（1930年築）

---

2018（平成 30）年度

# 決算報告

---

## 財務諸表の注記

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

平成 31 年 3 月 31 日 現在

### 【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

間接法（ただし、ソフトウェア等無形固定資産は直接法）

有形固定資産：定率法（ただし、建物、建物附属設備及び構築物は定額法）

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

## 貸借対照表

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

[税込] (単位:円)

平成 31 年 3 月 31 日 現在

### 《資産の部》

#### 【流動資産】

(現金・預金)

現金	15,000	
普通預金（ゆうちょ）	4,169,459	
普通預金（ゆうちょ振替）	123,003	
普通預金（中銀）	48,000	
普通預金（備信）	3,003	
現金・預金 計	4,358,465	
流動資産合計		4,358,465

#### 【固定資産】

(有形固定資産)

什器備品	121,824	
什器備品減価償却累計額	△ 65,988	
有形固定資産 計	55,836	
固定資産合計		55,836
資産合計		4,414,301

### 《負債の部》

#### 【流動負債】

未払金	21,300	
前受正会員年会費（2019年度）	25,000	
流動負債合計	46,300	
負債合計		46,300

### 《正味財産の部》

前期繰越正味財産	1,017,330	
当期正味財産増減額	3,350,671	
正味財産合計	4,368,001	
負債及び正味財産合計		4,414,301

# 活動計算書

[税込] (単位：円)

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会 自平成30年4月1日 至平成31年3月31日

## 【経常収益】

### 【受取会費】

正会員受取会費	339,000	
応援会員受取会費	174,000	513,000

### 【受取寄付金】

受取一般寄付金	5,583,070	
長島両園入所者自治会寄附金	3,000,000	8,583,070

### 【受取助成金等】

受取民間助成金	1,941,359	
受取瀬戸内市補助金（応援基金）	1,200,000	
受取瀬戸内市補助金（地方創生）	3,800,000	
受取岡山県地域交流補助金	50,000	6,991,359

### 【事業収益】

世界の記憶事業収益	2,701	
その他事業収益	144,000	146,701

### 【その他収益】

受取利息	21	
雑収益	11,137	11,158

経常収益 計

16,245,288

## 【経常費用】

### 【事業費】

(人件費)

人件費計	0
------	---

(その他経費)

業務委託費（事業）	3,626,000
諸謝金（事業）	809,345
印刷製本費（事業）	1,188,660
会議費（事業）	51,412
旅費交通費（事業）	221,790
通信運搬費（事業）	101,086
消耗品費（事業）	192,403
賃借料（事業）	191,148
保険料（事業）	3,500
租税公課（事業）	2,000
支払手数料（事業）	149,136
瀬戸内市派遣職員負担金（事業）	2,000,000
広告宣伝費（事業）	248,400
表彰費（事業）	34,587
交際費（事業）	7,144
ボランティア昼食費（事業）	5,000

その他経費計	8,831,611
--------	-----------

事業費 計

8,831,611

**【管理費】**

(人件費)

通勤費	158,800
臨時雇賃金	150,550
法定福利費	480
人件費計	<u>309,830</u>

(その他経費)

業務委託費	1,162,350
印刷製本費	572,778
会議費	14,049
旅費交通費	223,115
通信運搬費	198,777
消耗品費	476,797
修繕費	27,000
賃借料	17,640
減価償却費	55,836
支払手数料	2,566
瀬戸内市派遣職員負担金	1,000,000
交際費	2,268
その他経費計	<u>3,753,176</u>

管理費 計

4,063,006

経常費用 計

12,894,617

当期経常増減額

3,350,671**【経常外収益】**

経常外収益 計 0

**【経常外費用】**経常外費用 計 0

税引前当期正味財産増減額

3,350,671

当期正味財産増減額

3,350,671

前期繰越正味財産額

1,017,330

次期繰越正味財産額

4,368,001

## ご寄附いただいた皆様

※2018年4月1日～2019年3月31日領収分。ご了承くださいました方のみ、ご芳名と金額を公開させていただきます。

ご芳名	金額
長島愛生園入所者自治会 様	50,000 円
中尾 伸治 様	100,000 円
川崎医科大学衛生学教室 様	20,000 円
早島町民生委員・児童委員協議会 会長 渡辺 旭 様	10,000 円
八幡 智恵 様	20,000 円
岡山県婦人経済クラブ 様	13,000 円
岡山後楽園ロータリークラブ 様	5,000 円
本幡 照夫 様	2,000 円
釜井 大資 様	175,000 円
旭電業協力会 様	
岡山南ロータリークラブ 様	
水谷 義彦 様	
匿名 様	5,000 円
匿名 様	5,000 円
匿名 様 (合計 13 者)	
合計	5,583,070 円

## 瀬戸内市企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）でご支援いただいた企業様

### プロジェクト名：ハンセン病療養所世界遺産登録推進プロジェクト

※2018年4月1日～2019年3月31日瀬戸内市領収分。ご了承くださいました範囲内で公開させていただきます。

※ご寄附は全額を瀬戸内市補助金（地方創生）として受け入れ、事業費に支出させていただきました。心から感謝申し上げます。

ご企業名	所在地
医療法人社団 純心会 様	香川県善通寺市
山陽放送 株式会社 様	岡山県岡山市
清水電設 株式会社 様	
合計金額	3,800,000 円

国立療養所邑久光明園

国登録有形文化財 登録物件

2019（平成31）年3月29日 官報号外第63号にて登録されました。



恩賜会館（1941年築）※事務局撮影



奉安殿（1943年築）※事務局撮影



瀬溝栈橋（1949年築）



物資運搬斜路（1938年築）



旧裳掛小・中学校第三分校（1939年築）

ハンセン病療養所のユネスコ「世界文化遺産」及び「世界の記憶」  
(世界記憶遺産)登録に向けたロードマップ(2019年4月～2022年3月)  
及び解説書(概要版)

平成31(2019)年3月

特定非営利活動法人  
ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会



例 言

- 一、本書は、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会(以下、本法人)平成30(2018)年度事業「ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶(世界記憶遺産)登録に向けた施策構築支援業務」(以下、本業務)を受託した株式会社文化財保存計画協会が本法人「登録に向けたロードマップ作成委員会」と作成した「ハンセン病療養所のユネスコ『世界文化遺産』及び『世界の記憶』(世界の記憶)登録に向けたロードマップ」及びこれに付属する解説書の概要版である。
- 一、「ハンセン病療養所のユネスコ『世界文化遺産』及び『世界の記憶』(世界記憶遺産)登録に向けたロードマップ」、本書及び本業務に付属する書類の著作権は本法人に帰属するため、無断転載を禁ずる。

# 1. ロードマップの基本コンセプト及びロードマップ

## 1-1. 説明

### 1-1-1. ユネスコ世界文化遺産

文化的意義が国境を超えるほど顕著であり、今日及び次世代のすべての人類に共通に重要である「顕著な普遍的価値」を有する記念建造物や遺跡。土地や建物という不動産の資産が対象である。1972年の第17回ユネスコ総会にて採択された世界遺産条約にもとづく制度で、遺産保有国を中心に国際的な協力と援助の下で登録資産の保護・保全が行われている。日本では1992年に世界遺産条約が発効し、18件が文化遺産として登録されている。(2019年3月末現在)

### 1-1-2. ユネスコ世界の記憶(世界記憶遺産)

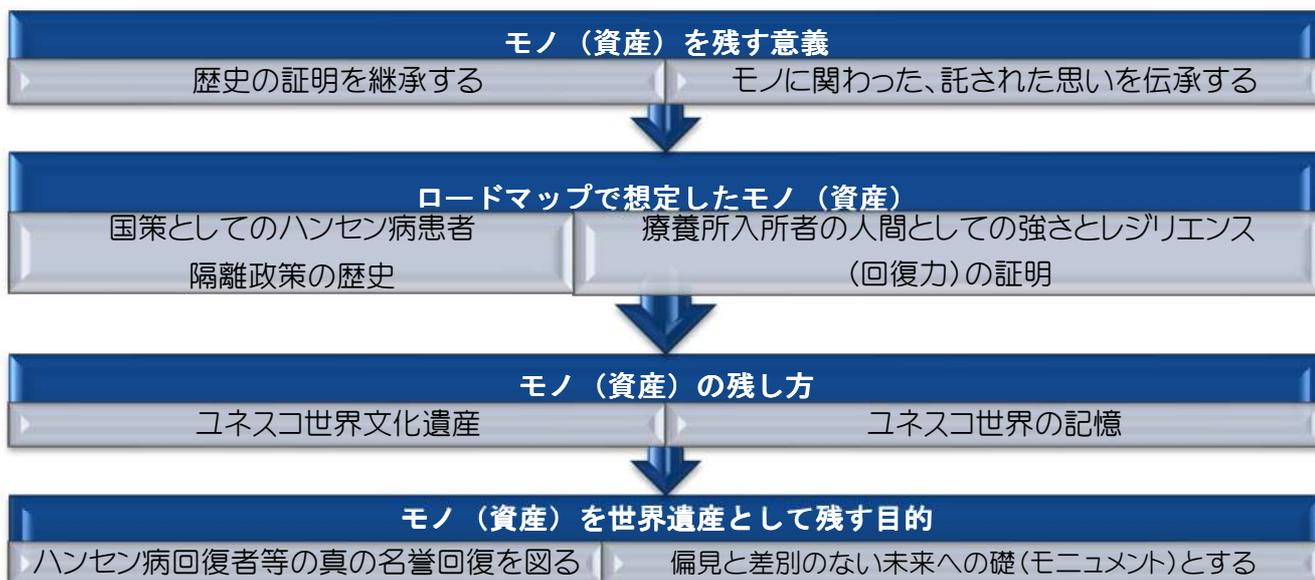
世界的重要性を有する歴史的記録物。文書や音声、画像という動産の資産が対象である。1992年に創設されたユネスコ主催事業で、資産の保全とその重要性について世界的な認識を高めることや資産への普遍的なアクセス確保の支援を目的とする。国際、地域、国内それぞれの登録カテゴリーがあり、日本では国際登録に7件、地域登録に1件がそれぞれ登録されている。(2019年3月末現在)

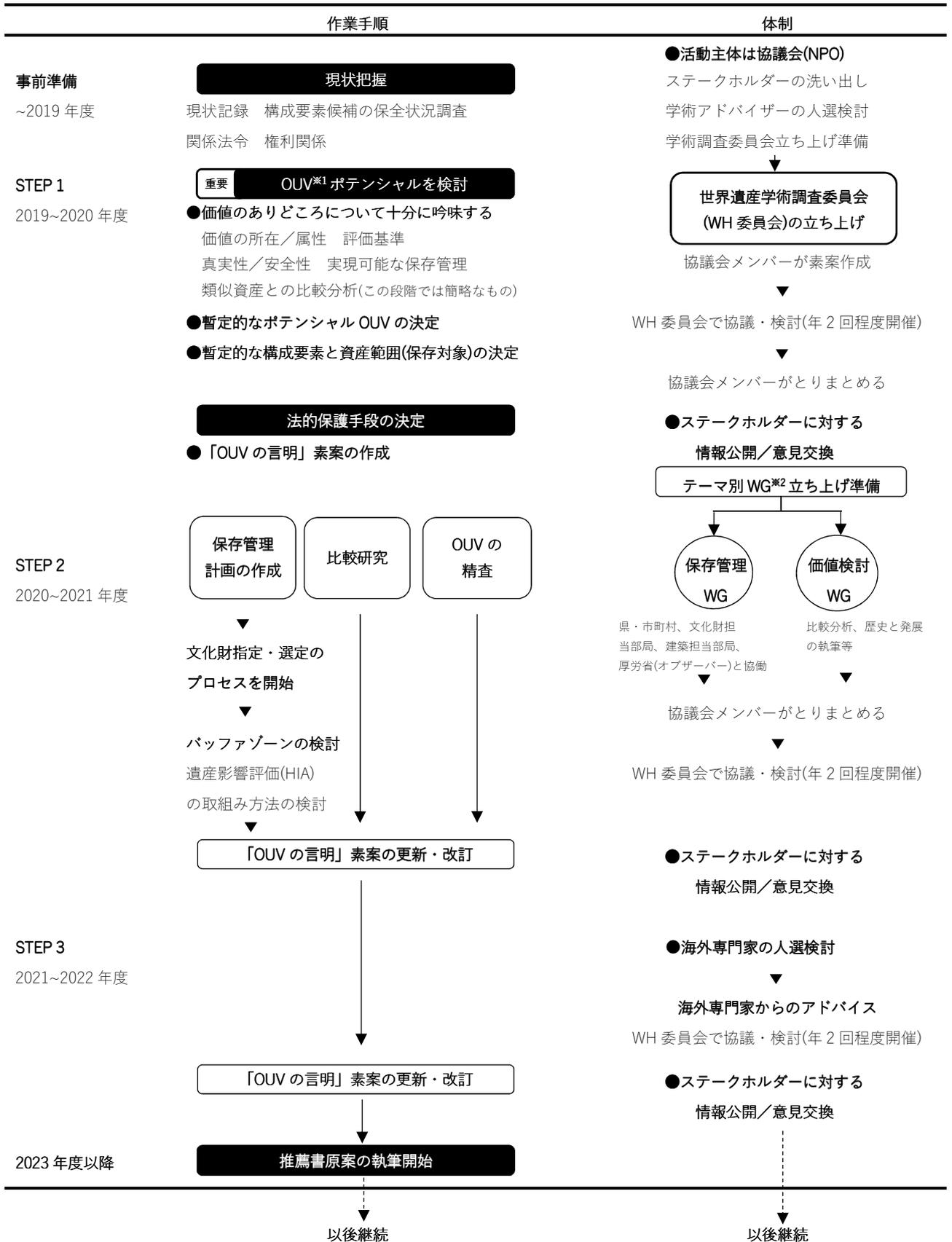
※2017年10月に国際登録された「朝鮮通信使に関する記録」には岡山県瀬戸内市牛窓町の本蓮寺が所有する「朝鮮通信使詩書」9点が含まれている。

## 1-2. ロードマップを作成する上で想定した資産

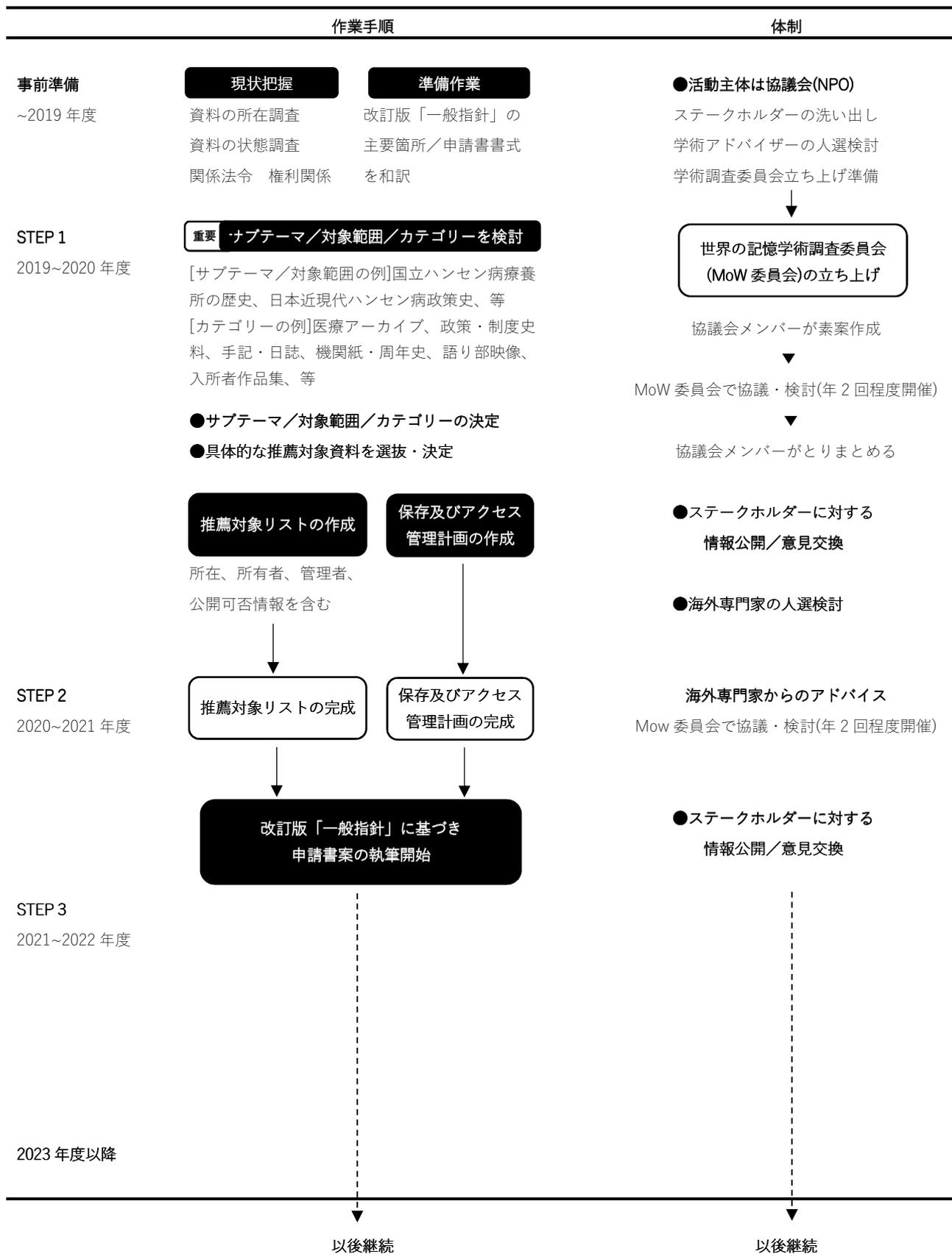
- a. 世界文化遺産：岡山県瀬戸内市邑久町虫明長島内に設置されている国立療養所長島愛生園及び国立療養所邑久光明園内に存在する建造物群等を対象とした。
- b. 世界の記憶：国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園、岡山県内の公的機関、及び国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園それぞれの入所者自治会、資料館並びに岡山県内の民間団体にて保管されている資料等歴史的記録物を対象とした。

## 1-3. 基本コンセプト





※1 OUV=Outstanding Universal Value の略。世界遺産に登録されるための必要条件。国の違いを超えて、現代・将来の人類にとって重要な文化遺産・自然遺産のこと。  
 ※2 WG=Working Group の略。



## 2. 解説：世界遺産（World Heritage）推薦に向けて

### 2-1. 世界遺産を取り巻く国内の現状と今後の見通し

#### 2-1-1. 世界遺産登録までの流れ

まず、世界遺産条約の締約国政府が、同条約の事務局であるユネスコ世界遺産センターに提出している国別の「暫定一覧表」に将来の推薦候補案件を記載する。締約国政府は、暫定一覧表記載の資産の中から、準備の整ったものを推薦する。ユネスコへの推薦書提出締め切りは、毎年2月1日である。提出された推薦書に書類上の不備がなければ、文化遺産の場合は諮問機関であるICOMOS（国際記念物遺跡会議、イコモス）が評価調査を行い、翌年7月ごろの世界遺産委員会で最終的な審査が行われる。

#### 2-1-2. 日本における暫定一覧表記載文化遺産の現状

現在、我が国の世界遺産暫定一覧表（以下、暫定一覧表）記載の文化遺産は、2019年6月30日から7月10日かけて行われる第43回世界遺産委員会（アゼルバイジャン共和国のバクー市で開催）での審査に向けて推薦中の「百舌鳥・古市古墳群」を含めて7件である。

#### 2-1-3. 世界遺産推薦を準備する上での課題

##### a. 世界遺産新規推薦案件の審査件数の抑制傾向と我が国の傾向

世界遺産一覧表に記載されている資産の数は2018年8月現在で1092件を数え、それに伴って生じる保存管理問題への対処なども増えて、事務局である世界遺産センターの業務量が増大している。そこで近年、世界遺産委員会では世界遺産一覧表の記載総数に制限はないとする一方で、新規案件を事務局が管理可能な規模にするために各年の新規の審査対象件数を35件に抑制している。それゆえ、世界遺産を巡る国際的な動向を敏感に捉え、またそれらを十分に踏まえて、「顕著な普遍的価値」の証明や適切な保存管理計画の作成を行うことがより一層強く求められている。このような状況の下、各国からの推薦についても、2019年1月に提出した推薦案件（2020年審査）より、文化遺産、自然遺産、複合遺産のいずれか1件のみとなり、我が国の推薦を勝ち取るためにもより狭き門となっている。これまで我が国からは18件の文化遺産、4件の自然遺産が世界遺産一覧表に記載されている。

#### 2-1-4. 暫定一覧表追加記載の見通し

複数の関係者に聴き取りを行ったところ、いずれも暫定一覧表の追加記載の時期・方法などは未定という答えである。

したがって、当該ロードマップでも現段階では本件について具体的なタイミングを想定することはできないが、着々と手順を踏んで準備することとする。

## 2-2. ポテンシャルな「顕著な普遍的価値（OUV）」の証明に向けた学術調査の方向性

### 2-2-1. ポテンシャルな OUV 設定のための検討

#### a. OUV とは

世界遺産一覧表へ記載されるためには、その自然遺産および文化遺産が「顕著な普遍的価値」（Outstanding Universal Value, OUV）を有していることが条件である。

「顕著な普遍的価値」とは、（その遺産の）「文化的および／または自然的意義が国境を超えるほど顕著であり、今日および次世代のすべての人類にとって共通に重要であることをいう。したがって、その遺産の恒久的保護は国際社会全体にとって最高の重要性をもつ。（世界遺産）」

委員会は、世界遺産一覧表記載のための評価基準を定義している」（2017年改定版の「世界遺産条約履行のための作業指針」（以下、作業指針 第49段落より。本法人訳）

なお、OUVがあると認められるには、評価基準を満たしていることに加えて、完全性と真実性が十分にあり、保存管理体制が整っていることが必要である。（リソースマニュアル『世界遺産推薦準備のてびき』（以下、リソースマニュアル）

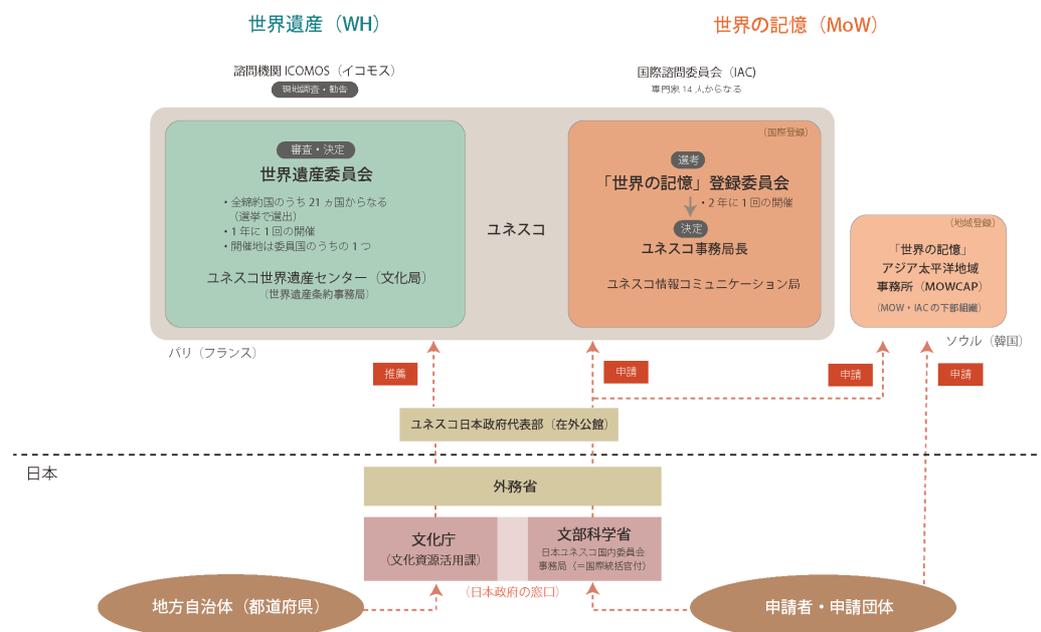


図1 「世界遺産」及び「世界の記憶」（従来）の申請から登録決定までの流れ

## b. OUVのポテンシャルの検討

ある資産に「顕著な普遍的価値」（Outstanding Universal Value, OUV）があるかどうかは、世界遺産委員会で最終的に認められて初めて決まる。それまでは、推薦者の「提案」であるので、当該ロードマップではリソースマニュアルに倣い「ポテンシャル OUV」と呼ぶことにする。世界遺産推薦書の根幹は、なぜその資産に OUV のポテンシャルがあるかを表現することである。そして、ポテンシャル OUV が暫定的にでも定まらないうちは、推薦に関する他の事柄を決めていくことができない。例えば、資産範囲の設定は、OUV の価値を具体的に表現している要素を過不足なく含む必要があり、また保存管理の方針を決める際には「属性」を保護、保全、管理することを主眼にする必要がある。

そのため、全ての作業に先立って、登録推進の当事者が、この資産のポテンシャル OUV のありどころをじっくり検討することが非常に重要である。そのためにもまずは本法人内で、次には専門家のアドバイスを受けながら、様々な問いの答えを探す作業を実施する必要がある。

## c. ポテンシャルな OUV の言明とは

「顕著な普遍的価値の言明」案とは、当該資産が体现する顕著な普遍的価値だと考えられるものを1、2ページで簡明に述べるものである。作業指針の第155段落によると、「言明」は以下によって構成される。

- a) 総合的所見 Brief synthesis
- b) 評価基準の証明 Justification for Criteria
- c) 完全性の言明 Statement of Integrity
- d) 真実性の言明 Statement of Authenticity
- e) 保存管理の要件 Requirements for protection and management

#### d. 推薦書原案とは

世界遺産推薦書原案とは、暫定一覧表に記載されている資産について、資産が所在する自治体（都道府県と市町村）が推薦書の書式にそって作成し、年度末に文化庁へ提出する文書を指す。その時点での、進捗状況や完成度を示す役割を果たす。全章の必要情報および図版が入っていることが望ましい。

#### e. トランス・バウンダリーによるシリアル資産としての推薦の可能性

資産が二筆以上の土地から成る場合、シリアル資産と呼ぶ。シリアル資産を構成する要素が国境をまたぐ場合は、トランス・バウンダリー・シリアル資産と呼ばれる。本件を、海外の資産と一連の（シリアルな）資産として価値づけて、トランス・バウンダリー・シリアル推薦することも可能性としては考えられなくはない。その場合、その複数の構成資産が同一のポテンシャル OUV をもつこと、つまり価値に一貫性があることと、それらが一連でないことと完全でないことを証明し、保存管理体制を調整することが必要になる。言語の壁を越えての理論だてや実務の調整には、並大抵でない事務を伴うことをあらかじめ認識しておく必要がある。

### 2-2-2. 適用可能な評価基準の検討

前項で示したような問いかけを基に、この資産の価値を定義することはつまり、ストーリー化する（ナラティブを構成する）こととも言える。こうして定義した価値を評価基準というものさしではかる必要がある。

世界遺産条約の作業指針には、10 個の評価基準（i～x）が設けられており、そのうち(i)～(vi)は文化遺産に関するもので、これらは UNESCO 世界遺産委員会の諮問機関である ICOMOS\* によって、(vii)～(x)は自然遺産に関するものは同じく世界遺産委員会の諮問機関である IUCN\*、文化的景観と複合遺産の場合はその両方によってその適用が妥当であるかどうか検討される。各評価基準の基準定義は以下のものである。

また、本件のポテンシャルな OUV について整理し、これをどのように定義するかにより、適用できる評価基準が変わってくる。例えば、本件については、それぞれの評価基準に対して、以下のような可能性を示すことができる。

**本件を推薦する場合は文化遺産に該当するので、ここでは(i)～(vi)についてのみ説明する。**

#### (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。

Represent a masterpiece of human creative genius

- ・ **評価基準(i)の可能性**：この基準は「**人類の創造的資質や人間の才能**」を評価するものである。しかしながら、「創造的才能」をもつ「人」を対象として評価するものではなく、あくまで

\* International Council of Monuments and Sites：国際記念物遺跡会議。遺跡や建造物の保存を目的として 1965 年に設立された国際 NGO。世界遺産委員会の諮問機関として、世界遺産に推薦された文化遺産の専門的調査や評価をおこなう。

\* International Union for Conservation of Nature: 国際自然保護連合。「自然の完全性や多様性を保全し、平等で生態学的に持続可能な自然資源の利用を担保する」ことを目的として 1948 年に設立された国際 NGO 機関。世界遺産に推薦された自然遺産の専門的調査や評価をおこなう。

ある遺産が単独あるいは集合体（総体）として「傑作」といえる価値を有するか否かを判断するものである。本件では、「傑作」として評価することは適当と思えない。

**(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内の価値観の交流を示すものである。**

Exhibit an important interchange of human values, over a span of time or within a cultural area of the world, on developments in architecture or technology, monumental arts, town-planning or landscape design

- **評価基準(ii)の可能性**：この基準のカギとなるのは「**人類における価値の交流**」である。資産としての物証が「建築、技術、記念碑、都市計画、景観設計」の観点からみて、発想や考え、アイデア、コンセプト等の交流が見られたかどうか、それらが他の地域に影響を与えたかどうか、それらが他の発想等を刺激する結果に結びついたか、あるいはそれらの影響が他の文化圏に物証として現れているかなど、人間社会や異なる文化圏において価値観の交流が見られたかがポイントとなる。

長島（光明園と愛生園を含めた）だけの単独資産の推薦を検討した場合、この基準は該当しないと考えられるが、海外の他の療養所を含めたトランス・バウンダリー・シリアル・ノミネーションによる推薦を検討する場合はこの基準の適用可能性もあるだろう。世界のハンセン病関連施設との価値の交流を見出す場合にはこの基準を適用することになる。

**(iii) 現存しているか消滅しているにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。**

Bear unique or at least exceptional testimony to a cultural tradition or to a civilization which is living or which has disappeared

- **評価基準(iii)の可能性**：この基準のカギとなるのは「**プロセス**」である。「現存しているか消滅しているにかかわらず」、「ある文化的伝統や文明」といった無形の価値が、ある地理的文化圏において作られた「過程」が物証としての遺産に現れているかを評価するものである。その「文化的伝統」は現在も生き活きと存在しているものだけでなく、今では衰退あるいは消滅しているが、その存在を証明する痕跡があるなど、様々である。そしてそれらの痕跡は、建築様式や空間の扱い方・捉え方、そして都市のパターン等に反映されている。一方、「文明」とは、「ある相当の期間存続」し、「系統だった特徴」と「統一された質」を保持しているもので、相当な数の人々が関与しているものである。比較的短命の社会や系統だった特徴や統一された質が欠如しているグループやごく少数の人々によって構成されている群などは「文明」とはみなされない。

本件にこの基準を適用する可能性を検討した場合、長島は「国策による強制隔離の徹底（1931年）」から「らい予防法の廃止（1996年）」、「国賠訴訟における原告勝訴の判決（2001年）」にわたる、ハンセン病に対する国の政策、社会の風潮等、入所者のみならず回復してもなお、彼らを取り巻く偏見や差別、彼らの苦悩と苦痛の歴史によって形作られた「文化的伝統」が島という立地や空間構成に反映された場所であると考えられる。よって、ハンセン病をめぐる歴史を「文化的伝統」ととらえれば、この基準を適用することになる。

**(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。**

Be an outstanding example of a type of building, architectural or technological ensemble or landscape which illustrates (a) significant stage (s) in human history

- **評価基準(iv)の可能性**：この基準のカギとなるのは「**タイポロジー**」である。建築様式や建築技術、科学技術の発展が、歴史上あるいは世界史上の「ある重要な、代表的な段階」において説明

できる場合、この基準に該当する。一般的に特定の様式をもつ建築などがこの基準を適用している。本件における、この基準の適用可能性を考える場合、長島にはその歴史の中で重要な建造物はいくつか存在するが、「歴史上の重要な段階を物語る建築物の集合体」といえるほど物証が残っておらず、顕著な普遍的価値を説明できるほどのストーリー（ナラティブ）を成立させるには不足である。

- (v) **あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。**

Be an outstanding example of a traditional human settlement, land-use, or sea-use which is representative of a culture (or, cultures), or human interaction with the environment especially when it has become vulnerable under the impact of irreversible change

- **評価基準(v)の可能性**：この基準のカギとなるのは「土地利用」であり、「独自の伝統的集落や、人類と環境の交流」を評価するもので、「その存続が危ぶまれている」集落や景観が該当する。また「陸上・海上の土地利用形態」を代表するものとして、農業景観や文化的景観が特徴である遺産もこの基準に該当する。

本件においては、「絶対隔離」「終生隔離」を前提として、社会から切り離された孤島に作られた施設で、「療養所」というよりも当初は療養所主導で作り上げられた「自活の場」であり、患者達が症状を悪化させながらも自らの手で土地を開墾し、生活の基盤を築かざるをえなかった歴史と文化が、その土地利用の中に見て取れる。よって、この基準の適用の可能性はあると考えられる。

- (vi) **顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。**

Be directly or tangibly associated with events or living traditions, with ideas, or with beliefs, with artistic and literary works of outstanding universal significance (The Committee considers that this criterion should preferably be used in conjunction with other criteria)

- **評価基準(vi)の可能性**：日本では一般的に「人類史上、重要な出来事を伝える遺産のうち、今後こうしたことがあってはならないという、戒めの教訓としての意味を持つ遺産」（稲葉信子氏の投稿：出典：世界遺産年報 2011、（社）日本ユネスコ協会連盟）を「負の遺産」という見方がある。この「負の遺産」という言葉は UNESCO の世界遺産条約の中に、その言葉自体も定義も存在しないが、事実、「人間の生命と尊厳、財産の大きな犠牲を背負った遺産」は存在する。この基準は、このような「あってはならない出来事の記憶を受け継ぐ遺産」を通して世界中の人々にその背景にある重要な出来事を語り継ぐべく、出来事と関連する場所を世界遺産として登録するために世界遺産委員会が設けた基準である。「あってはならない出来事の記憶」といった無形の事象に関する価値を客観的に判断することは難しく、現在も存在する政権や民族紛争、宗教紛争などの国家間及び人種間における戦争、ナショナリズム等と関連するものは避けるべきであろう。

この基準については、世界遺産委員会は単独適用でなく、他の基準と併用するのが望ましいとしているが、実際、この基準の単独適用で記載された遺産が 12 件ほどある。（その多くは、早期に世界遺産リストに記載されたものである。）例えば広島原爆ドームの場合、正式名称は「Hiroshima Peace Memorial (Genbaku Dome)」であり、「広島市民が一丸となっておこった、半世紀に及ぶ平和運動が評価の対象」となっており、戦争遺産としての評価ではない。

そしてこの悲劇を二度と繰り返さないように、悲しい出来事の象徴としての遺産がこの基準の単独適用として評価された。このように、単独適用も不可能ではないが、検討は慎重におこなう必要がある。

本件にこの基準を適用する可能性については、長島が、ハンセン病入所者及び回復者が経験してきた、顕著で普遍的な意義を有する出来事があった場であり、彼らの生きた証、病気を克服し、苦境に立ち向かった彼らが発揮した「困難から回復する力（レジリエンス）」を象徴する物証（潜在的な例として、「恵の鐘」、農園跡、邑久長島大橋など）が存在しているため、この基準適用の可能性は高いものと考えられる。

「国策としての強制隔離」から始まった悲しい出来事、記憶であるが、そこにのみこの長島の価値をフォーカスするのではなく、困難を耐え抜き、克服する力に焦点を当て、二度と同じ過ちを繰り返さないための学びの場と捉えれば、この基準の適用は可能であると考ええる。

### 2-2-3. 顕著な普遍的価値の証明に必要な比較研究の方向性

#### a. 比較分析の対象となる資産の案

本件の独自性と、そのポテンシャルな OUV を証明する上で、世界遺産一覧表及び暫定一覧表に記載された文化遺産を含む、国内外の類似資産との比較研究が必要であり、これは世界遺産推薦書に含める要素の一つでもある。

ポテンシャルな OUV を明瞭に、かつ説得力を持たせてまとめることが最重要課題であり、それゆえ、その資産を国内外の類似資産と比較分析して、特徴を説明し、推薦の正当性を裏付けることが目的となる。

本件の比較対象と想定される類似資産の候補は以下のとおりである。（略）

### 2-2-4. 資産候補の真実性と完全性について

#### a. 真実性とは

真実性とは、「本物であること」「真正であること」を意味する。推薦資産の OUV を構成する要素の一つであり、推薦書ではこれも証明しなくてはならない。真実性の証明は、推薦資産が文化遺産である場合と複合遺産の文化遺産的側面に対して求められる。

当該文化遺産の種類およびその文化的文脈によって異なるが、以下のような様々な「属性」を通して文化的価値が正真正銘表現されている場合に、その資産は真実性の条件を満たしていると理解される。（作業指針、第 82 段落）

- ① 形状・意匠（form and design）
- ② 材料・材質（materials and substance）
- ③ 用途・機能（use and function）
- ④ 伝統・技術・管理体制（traditions, techniques and management systems）
- ⑤ 位置・セッティング（location and setting）
- ⑥ 言語・無形遺産的側面（language, and other forms of intangible heritage）
- ⑦ 精神性・感性（spirit and feeling）
- ⑧ その他の内的・外的要因（other internal and external factors）

#### b. 完全性とは

完全性とは OUV を構成する要素の一つであり、遺産の価値を構成する必要な資産がすべて含まれているか（Wholeness: 全部そろっていること、一体となっていること）、価値を伝えるのに必要な要素がどれも失われたり、損傷を受けていたり、減衰することなく現在も残っているか（intactness）、そして資産が開発や、劣化、管理放棄といった脅威にさらされていないか

(Absence of threats) といった3つの観点から評価される。完全性の評価は、文化遺産と自然遺産の両方に求められる。

ポテンシャルな OUV を伝達するために必要な要素が外れていても、あるいは十分に伝達しない「余計な」要素が入っていても、その推薦資産の完全性は十分とはいえないのである。ポテンシャルな OUV を証明する要素が洩れなく含まれている必要がある。

## 2-2-5. 資産の法的保護措置の可能性

ポテンシャルな OUV を有する資産において、確実にその保護を担保するために、作業指針の中で「適切な保護措置」と「保存管理体制」の構築が求められている。

「適切な保護措置」とは、OUV に影響を及ぼす恐れのある開発等から資産を守るための法的規制措置を国、及び自治体レベルで整備することである。資産の周辺環境を守るために適切な範囲のバッファゾーンを設定することも求められている。

また「保存管理体制」では、適切な管理計画の策定や保存管理を実行する上での適切な組織体制の構築が求められる。

本項では、ポテンシャル OUV が「長島全体」にあると捉えた場合について、その資産範囲とバッファゾーンの設定について以下で検討していきたい。

長島の法的保護の現状は以下のとおりである。

### a. 長島とその周辺における法的保護の現状

	対 象	名 称		法・条例 (主体)	概 要
①	長島全体	景観計画区域	瀬戸内市景観計画	景観法 (国土交通省)  瀬戸内市景観条例 (瀬戸内市)	届出の対象行為 1. 建築物(高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの)の新築、改築、増築、移転及び外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更 2. 工作物の新設、改築、増築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更 3. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 4. 土石の採取、鉱物の掘採
②	長島周辺海域	普通海域	瀬戸内海国立公園	自然公園法 (環境省)	届出の対象行為 1. 大規模な工作物の新築、改築、増築 2. 特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 3. 広告物の設置など 4. 水面の埋立など 5. 鉱物や土石の採取(海域では※のみ) 6. 土地の形状変更 7. 海底の形状変更(※海中公園地区周辺での行為に限る)
③	長島愛生園、 邑久光明園(それぞれ5件)	登録有形文化財		文化財保護法 (文部科学省)	

※ 瀬戸内市は全域、都市計画区域外である。

※ 瀬戸内市全域は景観計画区域である。

## b. 長島とその周辺における検討可能な文化的保護法による保護措置

長島が所在する瀬戸内市は全域が景観計画区域であり、景観形成重点区域（2箇所）があるものの、長島はこの区域に該当していない。長島全体の世界遺産推薦を想定した資産範囲として検討した場合、景観法だけでそのポテンシャルな OUV を十分に担保できるとは言い難い。また景観法や自然公園法による制限はあくまでも景観上、環境上の保護であり、文化財としての保護ではないため、本資産が我が国にとって世界遺産推薦に資する重要な文化財的価値を有することを示すためにも、文化財保護法による、より重点的な保護措置を講じることが望ましい。我が国から文化遺産として推薦する場合、資産は文化財保護法による何らかの指定を受けて保護が図られていることが一般的となっている。よって本件の場合も、国内の他の世界遺産や暫定一覧表記載の遺産と同様に、文化財保護法による指定を検討する必要がある、例えば長島全体を文化財保護法が定める「史跡による指定」、または「文化的景観による選定」をして保護する方向性が考えられる。両者のうちいずれを選択するかは、本資産のポテンシャルな OUV をどのように設定するかによる。すなわち、土地そのものに価値を見出す場合には「史跡」、土地に対する人間の営みに価値を見出す場合には「文化的景観」の考え方が相応しい。

### b-1. 史跡指定の方向性：土地に価値を見出す場合

文化財保護法が定める「記念物」の定義は以下に示す通り（文化財保護法第二条第4号）であり、このうち、「史跡」の指定基準は次の（1）から（9）に示す通りである。

文化財保護法が定める「記念物」の定義

#### 文化財保護法第二条第4号

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

#### 文化財保護法第百九条

文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

#### 「史跡」指定基準

- (1) 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- (2) 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- (7) 墳墓及び碑
- (8) 旧宅、園池その他特に由緒ある地域の類
- (9) 外国及び外国人に関する遺跡

本件は、上記のうち(5)「医療・福祉施設、生活関連施設その他の社会・生活に関する遺跡」に相当すると考えられるが、複合施設であるため(4)や(6)、場合によっては(3)や(6)や(7)も含まれていると考えられ、より広い解釈が必要である。

また、「史跡」は土地そのものに対する価値付けであり、施設ではなく、あくまでこれが所在する長島という土地が対象となる。本資産の場合、1930年の長島愛生園創設以降の土地の歴史に依存するため、どのように説得力のある価値付けを行えるかが重要となる。

## b-2. 文化的景観選定の方向性：土地に対する人間の営みに価値を見出す場合

一方で、文化財保護法が定める「文化的景観」の定義は以下の通りである。これらのうち特に重要であり、保護の措置が講じられているものについては、都道府県又は市町村の届出に基づき「重要文化的景観」に選定することができる。

### 文化財保護法が定める「文化的景観」の定義

#### 文化財保護法第二条第5号

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

#### 「重要文化的景観」選定基準

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景勝地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

- (1) 水田・畑地などの農耕に関する景勝地
- (2) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景勝地
- (3) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景勝地
- (4) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景勝地
- (5) ため池・水路・港などの水の利用に関する景勝地
- (6) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景勝地
- (7) 道・広場などの流通・往来に関する景勝地
- (8) 垣根・屋敷林などの居住に関する景勝地

二 前項各号に掲げるものが複合した景勝地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

本件は、島という独特な土地の上に、人々の生活全般に係る様々な施設や道、農耕地等が複合体をなすものであり、上記に示した「重要文化的景観」の選定基準を満たすものと考えられる。しかしながら、「文化的景観」の場合はいずれも景観地又は景勝地という、芸術上又は観賞上の価値に重きが置かれるため、本資産がもつ、美しいだけではない、入所者たちの辛苦そしてそこから立ち上がった、回復の歴史について、いかに物語ることができるかが鍵になると思われる。なお、いずれの場合においても、文化財指定にあたっては、岡山県あるいは瀬戸内市等の自治体が主体となり、所有者の同意を得て文部科学大臣宛に意見具申書を提出し、審査プロセスを経て告示される流れとなる。本件の場合、土地の所有者である国及び一部民有地の所有者の同意をまずは得る必要がある。

なお、史跡は国指定だけでなく市指定あるいは指定等、市町村や都道府県の条例によって定めることも可能である。

### c. 長島の周辺環境におけるバッファゾーン設定の方向性

バッファゾーンとは、資産の持続可能な保護、保全、そして管理を行うために必要な範囲を設定し、資産範囲の外側（資産近傍も含めて）における活動に対して制限を設けるものである。基本的には資産から眺望可能な範囲や、資産に対する展望点から眺望可能な範囲を設定し、関係法令の下に万全な保全措置を講ずるものである。バッファゾーンの境界線は、山の稜線などの自然地形や、法令に基づく境界、地籍境界、行政界、道路など、認知可能なものとする。本件の場合、資産範囲を「長島全体」、バッファゾーンは「長島の海岸線から約1キロメートルの範囲」の設定が考えられる。この「海岸線から約1キロメートル」の設定根拠は、国際単位である「海里」ある。実際、世界遺産であるロベン島（Robben Island、南アフリカ、1999年記載）や日本国内の別の世界遺産推薦案件で「島」を推薦資産にしているものにおいても、バッファゾーンの設定のためにこの手法を用いている。

## 2-2-6. 上記の事項以外に活動主体が取り組むべき事項

### a. 推薦資産名称の検討

推薦資産名称については、どのようなポテンシャル OUV があるか、どのような推薦の仕方（単独推薦なのかシリアル・ノミネーションによる推薦なのか）を目指すかによって変わる。作業指針に記載されている名称検討上のポイントとしては下記のものがある。

- ・ 簡潔であること
- ・ スペースやハイフン等を含めて 200 文字（英語）を超えないようにすること
- ・ シリアル・ノミネーションの場合は集合体（ensemble）としての名称を記載する
- ・ 資産の名称は、資産の所在地または国家の名称、資産の特徴／価値の点で意味をなすものであること。考え出したものよりはむしろ、認知されている名称を使用する方が良い。

以上の点を踏まえ、たとえば下記のような名称が提案される。

- ・ 長島
- ・ 長島のハンセン病療養所跡
- ・ 長島とハンセン病関連施設群 など

### b. ステークホルダーの洗い出し

ポテンシャルな OUV を有する資産の確実な保護について、作業指針で「適切な保護措置」と「保存管理体制」の構築が求められていることは先に述べた。このような「保護措置」や「管理体制」は長期的な視点にたって継続されるべきものであり、確実な資産の保護を可能にするためには、あらゆる関係者・関係機関・関係団体の協力を得る必要がある。そのため本件が世界遺産になることによって利害があったり影響を受けたりする関係者（ステークホルダー）が誰であるかをあらかじめ把握しておく必要がある。

一般的にステークホルダーには資産や土地の所有者及び管理者、地元の住民、国、自治体、地元の商業関係者、旅行者、資源利用者組織（漁協、農協など）が含まれる。

## 2-2-7. 世界遺産登録推進準備体制の構築の案

### a. 学術調査委員会の設置とその時期

本件は現時点では、世界遺産として推薦できるかについての可能性を検討している段階であるので、まずは、活動主体である本法人自身でポテンシャルな OUV（評価基準も含めて）、それに

関連する資産の選定、資産及びその周辺環境の保存管理や整備活用等を検討することを案とした。その上で、本法人とその他の主要ステークホルダーと学術アドバイザーから構成される学術調査委員会を設置し、そこで本法人が作成した素案を検討する。さらに検討後の案を本法人がさらに調査・執筆し、改定案を本委員会に諮る。この作業を繰り返して、ポテンシャル OUV の完成度を高めていく。なお、ポテンシャルな OUV 案やそれに伴う評価基準案は国内暫定一覧表掲載以降、国からユネスコに推薦される直前の段階でも、最後まで検討に検討を重ねるものであることを注記したい。

続いて、本格的な学術調査委員会設置のタイミングであるが、「いつから、あるいはこの時点で設置すべき」といった明確な時期が特定されているわけではない。何らかのポテンシャルな OUV やそれに伴う評価基準案、属性の定義、資産の法的保護の可能性やバッファゾーン案の設定、ステークホルダーの同意等、世界遺産に向けての何らかの方向性が固まってきた時期に、参加する学術専門家の人数・分野数を拡大して本委員会とすることも一案である。また、本委員会には、学識経験者のみならず、所有者である厚生労働省、オブザーバーとして文化庁（本件においては長島の現在置かれている状況、及び世界遺産以外の将来像を鑑みた場合、国土交通省、環境省などもオブザーバーとなる可能性がある）なども加わる可能性がある。

現在、本件に対しては、地元自治体として瀬戸内市が積極的に関与しているが、今後この取り組みをよりスムーズに行なうためにも、岡山県関連部局との連携をどのように図っていくかということを検討する必要がある。

また将来的には海外の専門家招聘も望まれるが、その人選については（暫定一覧表記載後は）文化庁とも十分に協議することが大切である。

#### **b. 学術アドバイザー候補者選定のポイント（略）**

### 3. 解説：世界の記憶（世界記憶遺産）申請に向けて

#### 3-1. 「世界の記憶」プログラム国際登録の現状、見直しの論点、展望など

「世界の記録」プログラムでは、国際登録、地域登録、国内登録の3種類設けられている。日本の場合は、政府が国内登録プログラムを実施していないため、国内登録は存在しない。3種類は階層的なものではなく、国際登録されたものがより重要性が高いというわけではない。また、同一物件を国際と地域など複数のリストに登録することも可能である。

同プログラムの現状としては、ユネスコが2015年以来「包括的な見直し（comprehensive review）」を行っている。この見直し作業に伴い、2017年12月にはユネスコ事務局長が募集・登録サイクルの凍結を決定した。そのため、日本ユネスコ国内委員会による国際登録・地域登録のための国内公募も現在休止中である。

見直しのポイントは、審査プロセスを含む、プログラム運営の透明性を向上させること、論争となる推薦資産の扱い方を提案することである。プログラムの目的や申請事項および2年に一度、一国2件まで推薦可能という大枠は変わらない。また、登録後に適切に保存されているかチェックする仕組みを加えることも検討されている。

#### 3-2. 「世界の記憶」プログラム地域登録の現状

地域登録については、韓国クワンジュ市に事務局を置く「世界の記憶」アジア太平洋委員会（MOWCAP）が運営し、審査はMOWCAP総会が行う。審査基準は、基本的に国際登録のものと同じだが、地域の事情に合わせたバリエーションもいくらか伴うとされている\*。

地域登録の現状としては、2017-2018年の申請・登録サイクルで2018年5、6月に10件が新規登録されたのを最後に、国際登録と同様、募集・登録サイクルを凍結している。再開の日程は未定である。

<http://www.mowcapunesco.org/core-activities/register/nominations>

#### 3-3. 具体的な申請手続き

ここでは、プログラム再開後のサイクルも、凍結前と大きく変わらないことを前提に、2019年2月の日本ユネスコ国内委員会提供の情報を基にプロセスを記述する。

ユネスコによる国際登録の審査、およびMOWCAPによる地域登録の審査は、2年に1回、1回につき1国2件という制限がある。そのため、日本からの申請物件を選定するため、日本ユネスコ国内委員会が国内公募を実施する。公募から国内選考を経てユネスコへ申請され、最終的にユネスコで登録されるまで約2年半かかる。なお、二か国以上の組織が共同で申請する場合は、1国2件の制限の枠外であり、件数制限はない。申請書は、国内公募の際は和文と英文で、最終的にユネスコへ提出する際は英文のみで作成する。

#### 3-4. 「世界の記憶」選考基準に照らした方向性

ここでは、日本ユネスコ国内委員会提供の2017年6月21日付「ユネスコ「世界の記憶」国内公募における選考基準」に基づいた場合を記述する。ただし、今後の申請準備作業においては、

---

\* “The criteria for the Asia Pacific Register are identical to those for the International Register, except that references to the IAC are replaced by references to MOWCAP, and other corresponding variations are made.” (from Article 4, Background, MOWCAP General Guidelines)

ここに記述する従来の基準を参考にしつつも、IAC が原案を作成して 2017 年 12 月にユネスコが承認した改訂版一般指針および申請書書式に基づいて進めるべきと考える。

## **基本要件**

### **1. 真正性があること**

「由来や来歴が分かっており、模造品、偽造品、偽文書等ではないこと」  
本件の場合、原則的にこの点に問題がないものが多いはずであるが確認は必要である。

### **2. 唯一性、代替不可能性があること**

「ある時代や文化圏において、歴史的に大きな影響を及ぼしたものであり、その喪失または劣化が人類にとって重大な損害となること」  
近現代の世界のハンセン病対策の潮流のなかで、世界各地で隔離政策は一時期、メインストリームだった。しかし、すべての患者を療養所に集める絶対隔離の政策がとられたこと、治癒した人が退所して社会生活をするのが制度的にも社会的にも極めて困難だったこと、断種・墮胎を事実上義務化、さらには法制化して子孫を残させなかったことは、日本に特有の状況だった。その結果もたらされた人々の体験、ハンセン病の社会史は独自なものであると同時に、究極的な逆境の中で、法律的、社会的、精神的な解放を追求した体験は普遍的なものでもある。  
なお、「唯一性」とは文書が原本でなくてはいけないという意味ではない。登録物件は、書籍など印刷物でもよいとされている。

### **3. 以下の事項のうち一つ以上に関連して世界的重要性がしめされていること**

#### ①時代

特定の時代を喚起させるものであること。

#### ②場所

世界あるいはアジア太平洋地域の歴史や文化にとって重要な場所に関するものであること。

#### ③人・集団

重要な個人や集団の影響や、人類の行動、社会、産業、芸術、政治等の重大な変化を示すものであること。

#### ④題材とテーマ

歴史的又は知的な発展を代表する題材やテーマに関するものであること。

#### ⑤形式および様式

形式や様式が、美的または産業的に見て顕著なものであること。

#### ⑥社会的・精神的・コミュニティ的な意義

現代の人々に対して心理的支配力を持つものであること。

本件の場合、①時代、③人・集団、④題材とテーマ、⑥社会的・精神的・コミュニティ的な意義の4項目の世界的重要性をもつと主張できる可能性がある。どれに当てはまるか、どう説明するかは、本法人で練るべき課題の一つである。

## **考慮案件**

選考にあたっては、希少性、完全性、公開性、所有者・管理者との協議、管理計画も考慮する。

**希少性**：その内容または外形が、その種類または時代を代表する数少ない残存例であること。

ハンセン病に関する記録の希少性については、原則的に問題がないと考えられる。

**完全性**：当該物件を構成すべき部分が全て含まれた完全なものであること。

テーマ設定と、それに対応して推薦物件に含める資料・コレクションを丁寧に吟味する必要がある。

**公開性**：合理的な方法により一般へのアクセスが担保されていること。（誰でも見られるよう公開されている、どういう記録なのか分かるように保存されている）

公開の方法は、実情に合わせたものでよく、インターネット上でも、現地での実物公開でも構わないとされている。公開されていることは、申請の前提条件ではないが、プログラムの目的が貴重な記録遺産を保存して、だれにでもアクセス可能とすることなので、審査でも資料が「公開されている」ものが歓迎される。（改訂版一般指針）

本件の場合、医療情報や入所者名簿など公開を避けたい資料については、物件の構成資料に含めず、極力公開できるもののみを申請する方針を取る方が望ましい。

また、構成資料のリスト作成の際に、公開の可否、その範囲（資料館でのみ公開可とするか、ウェブ上でも可とするか等）を確認する項目を設けるべきと考えられる。

所有者、管理者との協議：申請者が所有者、管理者でない場合、「『世界の記憶』一般指針」も踏まえて、当該物件の所有者及び管理者との間で、当該資料の公開や管理等の方針について明確な合意がえられていること。

**管理計画**：保存とアクセス提供のための現実的な管理計画が示されていること。

現在ユネスコで進行中の「包括的見直し」では、登録後の保存状態をモニタリングする仕組みをつくることも検討課題の一つとしている。本件でも、長期にわたっての保存およびアクセス管理計画を用意しておくことが望ましい。

## **対象物件**

- ・ 移動可能である
- ・ 記号や符号、音声および／または画像で構成される
- ・ 保存可能である（媒体は無生物）
- ・ 再現可能および移行可能である
- ・ 意図的な文書化プロセスの産物である

例：手書き文書、書籍、新聞、ポスター、図面、絵画、地図、楽譜、映画・フィルム、写真等  
対象となる物件の所有者、保管者が確定していること。

## **3-5. 「世界の記憶」登録推進準備体制の構築の案**

活動主体として、本法人と「将来構想をすすめる会・岡山」を想定する。更に本法人が学術アドバイザーから成る学術調査委員会を立ち上げる。本法人が調査作成する素案を本委員会に諮り、学術アドバイザーの助言をもとに案を醸成していく。なお、本委員会には学術アドバイザーの他に、必要と思われるステークホルダーにもメンバーまたはオブザーバーとしての参加を求める。

## **3-6. 活動主体が取り組むべき事項**

活動主体が取り組むべき主な事項には、以下のものがある。

- ・ ステークホルダーの洗い出し
- ・ テーマおよび対象資料のカテゴリーの検討・決定
- ・ 具体的な推薦対象資料の選定
- ・ 推薦対象資料リストの作成（所有者、保管者、著作権者、公開可否などの情報を含む）
- ・ 権利関係の整理
- ・ 保存およびアクセス管理計画策定

### 3-6-1. ステークホルダーの洗い出し

世界遺産の場合と同様に、この記録遺産の申請・登録によって、利害があつたり影響を受けたりする関係者が誰なのかをあらかじめ洗い出すことで、スムーズな申請、管理を図り、トラブルを回避できる可能性が高くなる。

記録遺産の場合のステークホルダーとしては、作者、著作権者、所有者、管理者、作者の家族などが考えられる。

### 3-6-2. 登録対象物件の選定：テーマ・対象とする時期

#### a. 日本の経験の世界的位置づけを把握する

ハンセン病は古くから世界中で存在してきた病気であり、現在でも新規感染者が発生している地域・国がある。その中で、日本の場合の経験にどんな特殊性があり、どんな普遍性があるかを明確にし、テーマを絞ってそれに沿った対象選択をすることで、申請書に説得力を持たせることができる。

日本の場合の特徴として、例として以下の点が挙げられる。

- ・ 子孫を残さない政策の結果、元ハンセン病患者の体験を語り継ぐ第二世代、第三世代がいない。近い将来、元患者、元療養所入所者、回復者という当事者がいなくなり、ハンセン病患者隔離政策・経験の集団的記憶自体が風化する恐れがある。それゆえに、他国の場合以上に記憶遺産として保存する重要性が高い。
- ・ 絶対隔離政策がとられ、その後治療法が確立した後も隔離が続けられた。
- ・ 海外のハンセン病対策事情の精通者によると、他国の例に比べて、日本には患者たち自身が記した記録や文学作品が飛びぬけて豊富に、かつシステムティックに残っている。

- 園内機関誌
- 入所者による創作・随筆など
- 自治会の日誌

#### b. 対象を明確化する

登録対象物件を絞るため、以下のような問いを本法人は検討する必要がある。

- ・ 長島愛生園、邑久光明園での経験に絞るか、日本全国の国立療養所入所者の経験に限るか、日本のハンセン病政策・対策史を含めるか、日本全国の近現代ハンセン病経験者まで包括的に含めるか。
- ・ ハンセン病対策史のどこをとるか。無らい県運動の記録は。
- ・ ハンセン病体験の多様性を示すのであれば、入所者の記録に加え、退所者、社会復帰者の経験も含めるか。
- ・ 光田健輔氏の残した記録・資料をどう扱うか。
- ・ 医療アーカイブは含めるか。
- ・ 創作作品はなにを対象とするか。

#### c. 登録対象物件の定義（テーマ）案

**案1**）Memory of human suffering and resilience experienced by patients with the Hansen's Disease under Japan's policy of absolute isolation（日本のハンセン病絶対隔離政策の下での患者の苦悩と力強さの記憶）

対象資料：日本全国の患者の体験・文学芸術表現、絶対隔離政策の成り立ちと廃止までの過程、療養所での待遇、暮らし

**案2)** The lives of the leprosy patients under the Japan's policy of absolute isolation

(日本の絶対隔離政策の下でのハンセン病患者のライフ)

対象資料：日本全国の患者の体験・文学芸術表現、その環境である日本の絶対隔離政策の成り立ちと廃止までの過程

**案3)** Human suffering and resilience by patients with the Hansen's Disease in leprosy sanatoria in Nagashima (長島の2つの療養所のハンセン病患者の苦悩と力強さ)

対象資料：長島愛生園、邑久光明園の入所経験者、療養所の運営・暮らし、入所者自らが記した体験・表現

**3-7. 学術アドバイザー候補者の案**

登録対象物件の選定や、保存とアクセスの管理計画の策定に、以下のような分野の専門家に学術調査委員会への協力を求める。学術調査委員会設置までに本法人内において既述事項を十分に協議しておくべき点は、世界文化遺産と同じである。

**3-8. 推薦候補物件の現状**

リスト名	保存場所	主な内容	点数
らい文献目録保存資料一覧	長島愛生園	国内および海外の多岐にわたる歴史資料 1900- ・世界及び国内のハンセン病患者の分布に関する資料 50 点、統計的分析資料 44 点、史料 120 点、ハンセン病予防に関する文献 91 点、法律関係 34 点、各療養所出版物 201 点、ハンセン病関連団体発行出版物、医師など人物に関する文献 71 点、子どものハンセン病関係 18 点、啓蒙活動・宣伝の資料 172 点、文学作品 64 点、患者の心理に関する文献 3 点	約 923 点
事務本館文書	長島愛生園	園管理記録「調査済み資料」 「本館資料庫調査対象」昭和 1～昭和 30 年	279 点 1354 点
光田文庫	岡山市中央図書館	初代愛生園長 光田健輔医師ゆかりの資料 書籍、文献資料、記念品等の物品、卒業証書、辞令、給与・賞与票、表彰、論文、写真、所管、色紙、短冊、など	約 630 点
光明園交流館資料カード	邑久光明園	写真、文学作品、園誌、その他、園で使用した日用品や道具多数。	約 900 点
邑久光明園入所者自治会 文書資料調査	邑久光明園自治会	財産目録、支部活動報告、長島大橋架橋関連資料、記念誌、広報誌、全患協ニュース、療養所ない整備工事設計図面、支部長会議資料、瀬戸内ブロック会議関連資料、要請書、評議会議事録、畜産関係出納記録など	約 2815 点
邑久光明園 入所者証言集 目録	邑久光明園	証言映像 49 秒～9 分 22 秒 2008 年収録	25 点
ハンセン病特別番組一覧 (山陽放送)		制作年 1983 年～2018 年 ※番組として制作されたものみのリスト。この他に資料映像が多数存在する。	16 点

リスト名	保存場所	主な内容	点数
神谷書庫目録	長島愛生園神谷書庫	全国の療養所の機関誌、点字版機関誌。愛生園の各宗教団体の記録。医学研究論文、雑誌。日本らい学会誌、日本ハンセン病学会誌、海外のハンセン病学会誌、入所者による記録、句集、誌、評論、随筆、短歌等。 愛生園 30、40、50、60 年史、自治会史、ハンセン病関係一般書籍（対象は日本国内外）、台湾らい予防法関係、笹川記念保健協力財団関係、等。 米カーヴィル療養所機関誌『The Star』、など。	20 棚、 約 17870 点
愛生園歴史館 宇佐美治氏 図書目録	愛生園歴史館	出版されたハンセン病関係文学、園年史	9 棚、 約 2500 点
機関誌『愛生』編集部 書庫目録	『愛生』編集部書庫	『愛生』『ある群像』『日本 MLT』など。各号の目次情報。 その他、図書	20 棚、 約 7366 点
長島愛生園入所者自治会 文書資料調査	長島愛生園入所者自治会	財産目録、支部活動報告、長島大橋架橋関連資料、記念誌、広報誌、全患協ニュース、療養所ない整備工事設計図面、支部長会議資料、瀬戸内ブロック会議関連資料、要請書、評議会議事録、畜産関係出納記録など	約 3000 点（現在調査中）
長島愛生園歴史館資料目録	長島愛生園歴史館	モノ資料、映像資料など	約 300 点
愛生園 建物配置図		昭和 6、9、14、21、28、平成 30 年の配置図	



2018（平成30）年12月12日撮影

## 2018（平成30）年度 年次報告書

発行日 2019（令和元）年6月16日

編集・発行 特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会事務局

〒701-4501 岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6253 番地

国立療養所邑久光明園旧入所者自治会館内

TEL. 0869-24-8872 / FAX. 0869-24-8873

URL. <https://www.hansen-wh.jp>



撮影 写真家 西 岳海 / 写真家 島 隆諦 ※別途記載のあるものを除く。

©2019 特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会



# 人間は、人間を、 無かったことに してはいけない。

## 未来につなげたい、大切な記憶

あなたは、聞いたことがありますか？  
ハンセン病という病に苦しんだ人々がいたことを。  
偏見と差別にさらされ、社会から隔離された人々がいたことを。

もう誰一人として、同じ思いをしてほしくない。  
だからこそ、時を越えて伝えていきたい。哀しい歴史と体験を。  
そして、ハンセン病元患者の力強く生きた歩みを。

**NPO法人 ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会は、**  
療養所内の建造物や貴重な資料に刻まれた大切な記憶を  
未来につなげていくために生まれました。

偏見と差別のない社会こそ、ハンセン病患者の生きた証。  
心の底から、そう思える日を目指して。  
私たちは記憶という財産を大切に伝え続けていきます。



**Hansen's Disease Sanatoria**  
WORLD HERITAGE PROMOTION COUNCIL

 NPO法人 ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会は、  
過去から現在に至る偏見と差別を乗り越えるための「未来への橋」を世界に架けます。